

永戸小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月14日策定

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、本校職員・保護者・地域・関係者の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及び、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題であることを認識するとともに、全ての職員が、「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心な学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、以下の基本姿勢の下、いじめのない学校づくりに全力で努めていく。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ② いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ③ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ④ いじめ問題は、学校のあり方が問われる問題であるという共通認識に立つ。
- ⑤ いじめ問題には関係者が一体となって取り組み、様々な手段を講じる。

2 いじめ防止対策のための校内組織

(1) 生徒指導委員会

- 月1回の職員会議後に委員会を開催する。
- 問題傾向を有する児童等について現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

(2) いじめ防止対策委員会

- いじめ防止等に組織的に対応するためいじめ防止対策委員会を設置する。
- 基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該担任で組織するが、小規模校である本校の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応する。
- 重大事態が発生した場合は、PTA 役員、学校評議員、スクールカウンセラー等関係機関等を委員会の構成員とする。

3 いじめ防止のための取組

(1) 基本方針に基づく各教職員の職務

① 学級担任等

- ア 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気
を学級全体に醸成する。
- イ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、い
じめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ウ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- エ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりす
ることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。
- オ 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見
逃さないようアンテナを高く保つ。
- カ 休み時間・放課後等の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- キ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ク いじめと疑われる事案が生じた場合は、速やかに報告をする。(生徒指導主事→管理職)
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・ 児童の保護者から相談や訴えが合った場合には、真摯に傾聴する。
 - ・ いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取る等して、正確な実態
把握を行う。
 - ・ 他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所・時間等に慎重な配慮を行う。
 - ・ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻に個別に聞き取りを行う。
 - ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。
 - ・ 家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、学校との連携方法について話し合
う。
- ケ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を
行う。
- コ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引継を行う。

② 養護教諭

- ア 学校保健委員会や性教育におけるTT授業等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを
取り上げる。
- イ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違
うと感じたときはその機会を捉え、悩み等を聞く。
- ウ いじめと疑われる事案が生じた場合は、速やかに報告をする。(生徒指導主事→管理職)
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

③ 生徒指導担当職員

- ア いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- イ 関係機関との会議等から情報交換や連携に取り組む。
- ウ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- エ スクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知させる。
- オ 休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の校区内巡回等において、子ども達の生活する場の異
常の有無を確認する。

カ いじめと疑われる事案が生じた場合は、速やかに管理職に報告をする。

キ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。

- ・ 得られた情報は確実に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

④ 管理職

ア 全校集会等で、校長がいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。

イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。

ウ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会等を積極的に設けるよう教職員に働きかける。

エ いじめ問題に児童自らが主体的に参加する取り組みを推進する。

(児童会によるいじめ撲滅宣言等)

オ 児童・保護者・教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

カ 学校における教育相談が適切に機能しているかを定期的に点検する。

キ 日頃から、児童・教職員・保護者・地域・関係機関との信頼関係の構築等に努め、危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

ク いじめが発生した場合は、現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応できるように働きかける。

ケ 状況に応じて、スクールカウンセラーや関係機関の協力を得る等、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。

コ 事実確認のために聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(2) 学校全体での具体的な取組

- ① 未然防止
- ② 早期発見
- ③ 早期対応

「別表1」参照

(3) 家庭・地域との連携

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめにより重大事態に至った」等の申立てがあった場合

(2) 被害児童の保護とケア

- ① 被害児童に対しては、校内組織を生かし、保護を徹底する。
- ② 担任教師等による家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケアを実施する。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーによるケアを実施する。

(3) 加害児童への働きかけ

- ① 被害児童の要請や状況に応じて、別室での学習を実施する。
- ② 加害児童と保護者に対するケアを実施する。

(4) 教育委員会との連携

- ① 重大事態が発生した旨を、いわき市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 関係機関との連携

- ① いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携し対処する。
- ② 児童の生命・身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 保護者・地域との連携

- ① P T A役員会を招集し、事態を説明し、対策等を協議する。
- ② いじめ対策緊急保護者会を開催し、事態を説明するとともに理解と協力を働きかける。
- ③ 学校評議員・民生児童委員等との連携を図る。

(7) 懲戒権の適切な行使

- ① 教育上必要があると認める場合、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える。
- ② 上記の際は、教育的配慮に留意し、児童自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

5 学校評価

学校評価において、いじめ問題への取り組み等について自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会・保護者・地域に公表する。

6 校内研修

児童理解に関する研修、指導援助のあり方に関する研修を実施する。

7 年間計画

「別表2」参照

8 全体計画

「別表3」参照